

株式会社 沖縄海邦銀行

〒900-8686 那覇市久茂地 2 丁目 9 番 12 号

新型コロナウイルス感染症対応資金における「利子補給期限の登録相違」について

平素は沖縄海邦銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の利子補給期限の登録相違がありました。

お客さまへの影響につきましては、お客さまからの過大な利息の受領や交付したご返済予定表において利子補給終了後の初回の利息金額の記載に誤りがありました。

過大に利息を受領したお客さまには、当行より個別に連絡のうえ、ご返金いたします。ご返済予定表の記載の誤りについては、修正後のご返済予定表をお送りします。

お客さまには、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

1. 対象者：新型コロナウイルス感染症対応資金をご利用頂いているお客さま

対象者内訳	影響	対象件数
令和 5 年 7 月 12 日までに利子補給期限が経過したお客さま(※1)	過大に利息を受領しています。	354 件
令和 5 年 7 月 13 日以降に利子補給期限が経過するお客さま	ご返済予定表の利子補給期限後の初回の利息金額に誤りがありました。	1,628 件

※1: 令和 5 年 7 月 12 日までに期限が経過したお客さまのうち、①36 回目の約定日までに完済されたお客さま、②約定日を融資実行日の前日に設定されたお客さまにつきましては、受領した利息の金額に誤りはありません。なお、利子補給との二重徴収はございません。

2. 内 容：利子補給期限について正しくは「融資実行日から 3 年後の応当日の前日」であったところ、「融資実行日から 36 回目の約定日」と誤って登録していました。

3. 原 因：中小企業庁の定める「利子補給対象期間」定義の誤認

4. 対 応：

対象者内訳	対応
令和 5 年 7 月 12 日までに利子補給期限が経過したお客さま(※1)	対象のお客さまに順次ご連絡し、過大に受領した利息をお客さまの口座へ振込にてご返金のうえ、戻し利息計算書を郵送します。
令和 5 年 7 月 13 日以降に利子補給期限が経過するお客さま	対象のお客さまに順次ご連絡のうえ、修正後のご返済予定表を郵送します。

以 上

《お問い合わせ先》

営業統括部法人戦略担当 玉那覇・伊川

TEL : (098) 867-2133 (直通)